



日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(1) : 鎮台編制下の過度期的兵員併用・供給構造の成立

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2008-05-21 キーワード: 作成者: 遠藤, 芳信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005378

日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想（1） ——鎮台編制下の過度期的兵員併用・供給構造の成立——

遠藤 芳信

北海道教育大学函館校社会科教育研究室

Wartime Organization and Thought of the Mobilization Plan before the Russo-Japanese War (1)

ENDO Yoshinobu

1 本稿の目的

本稿の目的は、日露戦争（1904-1905）に至るまでの日本陸軍の戦時編制の歴史の変遷と成立過程を明らかにしつつ、そこにおける動員計画思想を考察することにある。

戦時編制とは、戦時における軍隊の組織と編成（諸官衙・機関の設置と編成・組織を含む）を規定・令達した規則・制度である。日露戦争前の戦時編制を規定・令達したのものとしては、1881年5月19日陸軍省達乙第30号戦時編制概則、1885年1月17日陸軍省達乙第11号戦時編制概則中改正、1886年1月4日陸軍省達乙第1号戦時編制概則改正、1893年12月23日陸軍省送達送乙第1909号戦時編制、1897年10月1日陸軍省送達送乙第3499号戦時編制改正、1899年10月28日陸軍省送達送丙第56号戦時編制改正、がある（以下、令達番号の「陸軍省送達」は「陸軍省」と略記する。戦時編制と下記の動員計画令の送乙・送丙の令達は軍事機密文書として令達された）。なお、規定・令達された規則・制度としての戦時編制のほか、戦時編制を「戦時の編制」と称することがある。これは、平時編制（陸軍常備団隊配備表等にもとづく平時の軍隊の編制と、平時の諸官衙・機関・学校の編制を規定・令達した規則・制度）との関係で、特に軍隊の平時の定員基準との比較を意味し、軍隊の戦時の定員（定員表）を示す場合に称されていることが多い。

動員とは、一国の諸兵力を平時の体勢から戦時の体勢に移すことである。これは、兵員・馬匹・兵器・材料等の補充のみでなく諸軍需品等の総合的な供給・整備が含まれる。つまり、動員の基準・基本は戦時編制を実現・実施することであり、動員の方法・手続き・権限関係・権力行使等を平時にあらかじめ計画したものが動員計画である。動員計画は動員計画令として規定・令達された。日露戦争前の動員計画令の規定・令達としては、1897年10月1日陸軍省送乙第3521号陸軍動員計画令、1899年11月2日陸軍省送丙第64号陸軍動員計画令改正、1901年10月26日陸軍省送丙第296号陸軍動員計画令改正、がある。以上の戦時編制と動員計画令を基礎にして、戦時の補助的な諸勤務令や年次毎の細部の動員計画に関する訓令等が規定・令達された。つまり、戦時の軍隊の戦地・戦場の戦闘活動と平時の軍隊・官衙の運営・管理を密接に関係づけた上で、さらに兵力の構成・配置・行使と統制を目的にして、戦時における軍隊の独自・特別な権限関係・権力行使を直接的に構想・計画したものが、戦時編制と動員計画令である。なお、特に第一次世界大戦後、1918年軍需

工業動員法が制定され、さらに、国民精神総動員（1937年）という用語が生まれ、1938年国家総動員法が制定され、学徒勤労動員などの「動員」の用語が頻出した。これらの「動員」は、天皇による軍隊の統帥大権と編制大権の作用にもとづいて諸兵力を戦時の体勢に移すことではなく、一般国家としての統治権作用にもとづき、人的・物的な国力を戦争準備に参与させることを意味している。⁽¹⁾

1882年軍人勅諭は天皇の国法を超えた軍隊統帥権を規定し、明治憲法第11条が天皇の陸海軍の統帥大権を規定し、同第12条が天皇の陸海軍の編制大権を規定した。戦前日本が天皇の軍隊統帥のもとに軍隊を保有し、戦争を実施することを前提にして国家統治機構を形成したことの意味は大きい。本研究が近代日本軍制史研究の一環として、日露戦争に至るまでの戦時編制の歴史の変遷と成立過程を明らかにし、動員計画思想を検討する目的は、極秘密裏に営まれてきた近代日本の天皇制軍隊の兵力・戦闘力の行使に貫かれる支配と権力作用の意味や、天皇制国家および軍隊当局者側の戦争・戦闘の遂行・実施と戦時・戦地・戦場等にかかわる理解や思想を考察することにある。そのことによって、近代日本の天皇制軍隊の性格・本質を解明することを課題にしている。なお、近代日本では、戦時編制と動員計画を基準・視点にして、交通・通信・運輸等の発達・整備もすすめられてきた。日本における資本主義の発達自体が、戦前等の経済学・経済史研究等で緻密に分析されたように、「軍事機構＝鍵鎖産業」の創出（特に軍事工廠の結集・創出、軍事的警察的輸送通信機構の強行的創出）を基盤にして営まれてきた。⁽²⁾ これらの研究では、特に軍事工廠・軍事工業等が注目・分析されてきたが、本稿では、国土の調査・利用・改作等を含めて、戦時編制と動員計画を基準にした軍部官衙外の他省庁や地方自治体及び民間諸経営体に対する権力行使や統制・強制作用も考察する。

さて、以上の戦時編制と動員計画令及び戦時の諸勤務令・訓令等は膨大な数量になる。しかし、近代日本軍制史研究においては、これらの戦時編制と動員計画令の系統的な研究や言及は皆無に等しい。皆無どころか、その時々々の当該の戦時編制や動員計画令の制定・改正に関する令達年月日自体を指摘する著作物も極めて少ない。⁽³⁾ これは、戦前日本においては、一般的には戦争・軍隊の学術的研究や図書刊行が「軍機保護体制」のもとに極めて制限・統制されていた事情や理由に加えて、戦時編制や動員計画令等の規定・令達が最重要の軍事機密として位置づけられ、そうした規定・令達自体の存在が一般国民の前に現れなかったことにもとづくものである。戦後において、旧陸軍省等の官衙が保管していた<陸軍省大日記>等の公文書簿冊の整理と公開が進んだが、戦時編制や動員計画令等の規定・令達の文書はまとまった公文書簿冊に収録されているわけではなく、多数の<陸軍省大日記>等にまたがって収録・所収されているために、それらの調査・検索には多大な困難をとまなうからである。

以上の戦時編制や動員計画令の史資料調査の制約のほか、戦後における近代日本軍制史研究の対象・動向が、戦時の戦地・戦場の戦闘（現場）活動・戦闘経過と平時の軍隊兵営・官衙（現場）の運営・管理のありかたに向けられていたことがある。もちろん近代日本軍制史研究におけるこれらの研究対象・動向の重要性を否定することはできない。ただし、戦時の戦地・戦場の戦闘活動・戦闘経過と平時の軍隊兵営・官衙の運営・管理は密接に関係するにもかかわらず、双方がそれぞれ個別に研究されてきた。あるいは、平時の軍隊の（現象的な）運営・管理の考え方がそのまま戦時の軍隊の運営・管理に平行移動するという前提の下に、研究がすすめられてきた。これらの研究においては、軍隊が戦時編制に入るとき、軍人・兵員・国民個々人の意思や感情等を超えて貫徹される国家権力と軍隊の本質的な独自・特別の支配の重さに注目することは少ない。それは、近代日本の戦争・戦時は、西南戦争後は1945年の沖縄戦を除き、他国領土内等での対外戦争に終始し、日本の国民・住民にとっては、戦時・戦地・戦場・戦闘活動がほとんど「遠い国」での出来事として出現してきたからである。戦後日本や近代日本軍制史研究において、平時の軍隊と戦時の軍隊とを密接に関係づける戦時編制と動員計画令が伏せられてきたことは、戦時の軍隊の本質的な独自・特別の支配と権力作用が隠されたまま、戦時・戦地・戦場・戦闘活動が語られることを意味すると称しても過言ではない。

戦時編制の歴史の変遷にはいくつかの画期があるが、日露戦争前までは、1873年の徴兵令と六鎮台編制（東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本）の成立期、1888年師団編制の成立期、1893年戦時編制の成立期、日清戦争後の戦時編制改正期、日露戦争前の戦時編制改正案起草期を重視することが必要である。本稿では、まず、1873年徴兵令制定と六鎮台編制期における兵力編成と動員計画思想を考察するものである。

2 1873年徴兵令と六鎮台編制下における兵力編成の過度期的兵員併用・供給構造の成立

(1) 1871年鎮台編制の成立と兵力の編成替え

明治維新政府の重要な課題として、近代の中央集権制度にもとづく兵力・軍備の統制と編成があった。すなわち、政府・国家のもとに全国統一的な軍隊としての常備軍を結集・成立させることである。この場合、常備軍の結集に際して、幕藩体制下の藩兵・旧武士団の解隊と新たな編成の手続きが課題になった。

まず、近代日本の常備軍の結集として重要な画期になったのは、1871年2月の鹿児島藩歩兵4大隊、砲兵4隊、山口藩歩兵3大隊、高知藩歩兵2大隊、騎兵2小隊、砲兵2隊をもって編成した御親兵である。御親兵は兵部省（陸軍省の前身）の管轄に属し、天皇の直接警護を目的にした軍隊である。御親兵の編成費用は、宮内省の定額金を割いて兵部省に下付され、4月28日に歩兵9大隊、砲兵6隊、騎兵2小隊の軍隊として成立した（1872年3月に近衛兵と改称）。しかし、御親兵が編成された時期は、地方では、旧来の藩が兵力を確保・統轄していた。したがって、1871年4月23日布告の東山道（本営は石巻、分営は福島と盛岡）と西海道（本営は小倉、分営は博多と日田）の二鎮台設置においても、たとえば、兵部省は4月30日に豊津藩に対して「其藩兵一中隊日田県へ出張申付候事」と達したように、⁽⁴⁾ 西海道鎮台日田分営に特定近隣の藩の兵力を派遣（出張）させるという兵力編成の思想がみられた。また、その兵力派遣（出張）の費用は藩費負担とされた。つまり、東山道と西海道の鎮台設置には、旧来の特定近隣の藩の兵力に依拠して急遽とりあえず必要地域の警護にあたるという意図があり、鎮台の内部組織や指揮・統轄関係等は規定されず、換言すれば「出先機関」の性格が強く、兵力編成の統一性や鎮台自体の常設化の計画はみられない。

1871年7月14日に廃藩置県が行われた。これは、上記の御親兵という政府直轄の兵力を背景にして敢行されたものであり、廃藩によって各藩兵は解隊された。ただし、廃藩後の旧藩兵は、あらためて処分決定の指示があるまでは、従前のまま存置させることになった。廃藩置県と同時に重要な軍制改革が7月から8月にかけて行われた。すなわち、同年7月の兵部省職員令改正と兵部省陸軍部内条例及び陸軍士官兵卒給俸諸定則等の制定であり、それらを基盤にした兵力編成の統一をめざした鎮台の増置・常設化である。

第一に、兵部省職員令改正は軍政機関としての兵部省の内部機構を陸軍部と海軍部に区分し、兵力統轄に関する兵部卿の権限を明確にした上で、陸軍と海軍の各局・寮・司等の事務管掌事項と定員・職員官等を規定したものである。兵部省陸軍部内条例は、陸軍部内の局・寮・司等の事務分掌及び局内分課の細部の事務取扱事項や職員の職務権限・勤務関係等を規定し、7月28日から施行された（海軍部内条例は9月8日から施行）。なお、兵部省職員令と兵部省陸軍部内条例にもとづき、同年8月8日に職員の等級（官等）を規定した兵部省官制が改正され、常備軍の統一的な軍政機関としての性格を明確にした。

第二に、兵部省職員令は兵部卿の権限として、軍政事項のみでなく、「征討発遣」という軍令事項の管轄も含めたことである。そして、陸軍の軍令領域事項を管轄するために陸軍参謀局（局長は兵部大輔の兼任とされ、兵部省陸軍部内条例は兵部大輔を都督にすると規定し、同局は省内別局に位置づけられる）を置いた。陸軍参謀局は「機務密謀ニ参画スル」等とされ、参謀局の官僚は「各鎮諸軍団中ニ出張スル」ことが定則とされ、後述の鎮台職員との関係を規定した。また、兵部省陸軍部内条例は、平時においては参謀局の将校を鎮台の「大小貳ニ任シ」、その事務を弁理させると規定した。

第三に、兵部省職員令は全国の兵力の配置・編成にかかわって、「全国ヲ分テ五管トナシ、管内ノ軍団ヲ統轄ス」るために「陸軍五管鎮台」（東京、大阪、小倉、石巻、北海道）を置くとした。各鎮台の職員としては、帥（少将以上）各一人、大貳（中佐以上）、小貳（大尉以上）、管州副官（各州一人、大佐）、地方司令官（大佐以上、「地形ノ便宜」に応じて置く）、司令副官（大尉）、等を規定した。ただし、上記の兵部省官制においては、東京、東北、大阪、鎮西の「四管鎮台」が置かれ、各鎮台に帥（中将）、大貳（大佐、地方司令官）、小貳（中佐、管州副官）、司令副官（大尉）が置かれることになり、鎮台の統轄・司令職員の統一化が志向された。なお、以上の鎮台職員の配置と官制は後述のようにフランス軍制を翻訳し、導入したものである（注13の補注参照）。第四に、陸軍士官兵卒給俸諸定則は、「官禄等之部」（本給、佐尉官増給、下等士官以下給俸、賑恤金、扶助金）、「旅行等之部」（支度金、荷物、乗馬従僕、旅中賄、隊外用旅行）、「雑部」（初任尉官軍装料、乗馬士官馬飼料、乗馬士官初任馬代貸渡、休暇中給料引）を統一的に規定し、俸給の面から陸軍への統一的雇用・採用の方針を明確にしたものである。

以上の兵部省職員令改正等を基盤にして、兵部省は8月2日付をもって、鎮台設置は「地方警守」「万民保護」のために「治国ノ緊務」であるとして、さらに東京と大阪に鎮台を増置することを太政官に申進した。兵部省の申進は鎮台増置にかかわって、各鎮台の「管地人口」（士族、卒、庶人に区分）を調査した資料を添付したものであるが、裁可された。⁽⁵⁾ そして、8月20日に兵部省は、①廃藩にともない、従前所管の「常備兵」（旧藩兵）をすべて解隊し、「全国一途ノ兵制」に改めているが、「差向内外警備」のために、東京鎮台（常備歩兵10大隊、第一分営の新潟に常備歩兵1大隊、第二分営の上田に常備歩兵2小隊、第三分営の名古屋に常備歩兵1大隊）、大阪鎮台（第一分営の小浜に常備歩兵1大隊、第二分営の高松に常備歩兵1大隊）、鎮西鎮台（本営は小倉であるが当分は熊本で常備歩兵2大隊、第一分営の広島に常備歩兵1大隊、第二分営の鹿児島に常備歩兵4小隊）、東北鎮台（本営は石巻であるが当分は仙台で常備歩兵1大隊、第一分営の青森に常備歩兵4小隊）を置き、それぞれ管地を定めること、②鎮台本分営の常備兵は「元藩下ノ常備兵ヲ召集シテ」補充すること、③従前の元大中藩の常備兵は当該の県下に1小隊ずつ備え置くこと、従前の元小藩においても「地方ノ形勢」によっては多少の兵隊を備え置くこともできること、等を布達した。さらに、8月20日には、兵部省は全国の城郭を管理することになった。旧藩兵力の編成・配備・行使の拠点としての城郭が、近代常備軍の結集・編成をめざす兵部省によって一元的に管理されたことの意味は大きい。

つまり、8月の四鎮台設置による兵力編成は、各地の旧藩兵を解隊した上で、さらに統一的に召集して兵力を再編成し、鎮台編制の原初的成立と兵力の編成替えをすすめたのである。したがって、たとえば、鎮台本営長官の本営・分営に対する管理権限関係等を定めた同年9月29日兵部省制定の鎮台本分営権義概則においては、①具体的な部隊の編成手続きとして「元藩兵召集之上彼是無ク除々混合結隊スヘシ」とされ、旧出身藩の意識（人的結合関係等）を継続させないような措置がとられ、②上等士官の任免については兵部卿に伺い出ること（判任官の任免権限は鎮台本営の長官に委任）、③鎮台本分営は当該の県下に備え置かれた従前の元大中藩の常備兵（1小隊）を管轄・指揮することなど、人事と他兵力の管轄関係等が統一的に規定された。また、8月28日には前文に天皇裁可文が付された海陸軍刑律（全204条、頒布は翌1872年3月）が制定された。さらに、9月29日制定の鎮台庶務規定は、鎮台兵員の軍服・食料等の支給や本分営予備の銃砲・弾薬等の保管等を規定した。④1872年に至り、1月17日に兵部省の陸軍参謀局は「歩兵一大隊人員表 但八小隊」を規定した。⁽⁶⁾ これによれば歩兵一個大隊の総員は807名（上等士官32名、下等士官65名、諸卒710名）とされた。これらによって、鎮台編制下の兵力の編成・統制の中央集権化がすすめられた。

なお、この当時に召集された元藩兵の在役期限については、たとえば、同8月に東京鎮台一番大隊と東北鎮台二番大隊に対して、同年10月以後満2年間とすることが達されている。これによれば、後述する1873年徴兵令布告後においても、元藩兵が鎮台に在営していることになる。さらに、1872年4月25日に東京鎮台本

分営召集兵服役期限が規定されたが、服役期間が満3年（入隊時から起算）とされ、さらに再役志願者には詮議の上さらに若干年服役させることになった。以上の兵員は徴兵令布告後には、「壯兵」（土族の志願兵）という法律外の兵員になるが、各鎮台に旧武士の志操をもった壯兵の在営が許容されたのである。

(2) 鎮台編制とフランス軍制の導入

1871年7月の兵部省職員令改正等は、「軍制史上空前の改革」等と評価されてきたが、⁽⁷⁾ 本稿では、1871年8月の四鎮台編制の成立意義を考察するために、維新新政府の官制・職制、兵部省職員令と兵部省陸軍部内条例及び兵部省官制に規定された鎮台の職員・司令官の職務権限関係等の構想を検討しておく。ところで、陸軍省編『陸軍省沿革史』（1905年）は、下記の明治元年における内国事務局管轄下の鎮台及び東征大総督府管轄下の江戸鎮台は「後世ノ鎮台」（上記の1871年4月設置の東山道と西海道の2鎮台以降の鎮台）とは同一でなく、性格を異にしていると記述している。これは当然の記述であるが、陸軍省編『陸軍省沿革史』等は、双方の性格の相違を指摘しつつも、明治元年の鎮台を「姑く鎮台ノ濫觴ト為ス」と記述した。⁽⁸⁾ それでは、なぜ、陸軍省編『陸軍省沿革史』等は明治元年の鎮台を「鎮台ノ濫觴」とみなしたのか。あるいは、近代日本の常備軍の結集の画期としての1871年4月の東山道と西海道における兵力の配備・編成（の構想）において、なぜ、鎮台の名称・用語が復活したのか。

「鎮台」という用語は、明治元年において、第一に、新政府が1月17日に三職（総裁職、議定職、参与職。総裁は有栖川宮熾仁）を定め、さらに2月3日に三職八局の職制を制定した時の内国事務局の事務管掌事項として「京畿庶務及諸国水陸運輸駅路関市都城港口鎮台市尹ノ事ヲ督ス」と規定した文言中にみられる。これは、「維新ノ事兵馬ノ余ニ出ツルヲ以テ各地ノ政務ヲ管スル者兼テ諸藩ノ兵ヲ用イ其地ヲ鎮ス」という解説（内閣記録局編『法規分類大全』編纂者）があるように、⁽⁹⁾ 新政府の拠点になった京畿地域を中心にした地方政務担当者の兵力使用による警備・治安維持作用を意味している。内局事務局はいわば後年の内務省の源流に相当する事務を管掌していた。したがって、ここでの鎮台は地方行政機関の性格をもっている。なお、上記三職八局の中に軍事行政機関としての兵部省の源流になる軍防事務局が置かれたが、その事務管掌は「海軍陸軍練兵守衛緩急軍務ノ事ヲ督ス」とされ、鎮台の管轄は規定されていない。ちなみに、内局事務局管轄下の鎮台は、新政府が幕府直轄地を新政府直轄支配地として占領した時に置かれたものであった（1月21日に大和鎮台、1月22日に大坂鎮台と兵庫鎮台が置かれる）。その後、大坂鎮台は1月22日に大坂裁判所と改称され（後に大坂府になる）、兵庫鎮台は2月2日に兵庫裁判所と改称され（後に兵庫県になる）、大和鎮台は2月1日に廃止され大和鎮撫総督（後に奈良県になる）になった。なお、大坂と兵庫の裁判所も純粋な司法機関ではなく、司法・行政の混合事務管掌の官庁であった。

第二は、新政府が2月9日に兵力行使機関としての東征大総督（大総督は総裁有栖川宮熾仁）を置き、東日本地域の軍事的制圧をめざし、特に江戸・関東地域を占領・支配した期間に置いた江戸鎮台である。したがって、江戸鎮台は直接的には東征大総督の管轄下にあった。これは、まず、新政府が議定職の池田備前守に対して「江戸鎮台輔兼警衛被仰付候条」（閏4月5日）と、「江戸鎮台輔」に任じた達書にみられるように、占領下の都市警護重点の官職名の意味が含まれていた。しかし、この場合、「行ヲ果サスシテ罷ム」とされるように、⁽¹⁰⁾ 同官職（兼任）は何もせずにもまなく終わった。ただし、この場合、「輔」という補佐官職名に対応して、「江戸鎮台」という正官職名が想定されていたことは当然であり、それは、有栖川宮熾仁大総督であった。有栖川宮大総督は5月19日に「江戸鎮台被仰出候事」と、江戸鎮台と称される官職に任じられた。そして、同5月19日の大総督府布告によって、江戸鎮台は、特に従前の寺社町勘定の三奉行を廃止して設置された社寺裁判所・市政裁判所・民政裁判所を管轄する占領下都市の行政機関になった。また、江戸鎮台を頂点とする官職（江戸鎮台、輔、判事、補助、権判事）によって統轄される行政機関全体が「江戸鎮台府」（鎮台府）と称された。江戸鎮台府の判事は5月20日に旧幕府の町奉行所において旧奉行所の諸記録類を引き上

げ、旧奉行所職員に対して今後の勤務の手続き等について口達した。以上の江戸鎮台府設置直後の占領下江戸の市中と市政開始の状況については、「白昼強盗公行、百万ノ生民将サニ塗炭ニ墜ントシ、号泣ノ声噪然トシテ市ニ満ツ」「両町奉行所ヲ革メ、市政裁判所ヲ置ク、此時初テ府内ニ邏兵ヲ設ケ、盜賊ヲ捕獲シ、訟ヲ聴キ、獄ヲ断シ、以テ人民保護ノ端ヲ開ク」「(北島秀朝は～遠藤)奉行所及ヒ評定所ニ至リ、命ヲ伝ヘ、大義ヲ論シ、一切ノ簿書ヲ出サシメ、以テ政務ノ権ヲ鎮台府ニ帰ス」と記録されている。⁽¹¹⁾

江戸鎮台府が実施した主な占領地行政としては、①旧幕府に差し出された江戸商人の用金を引き受け、公債とし、漸次償還することを達し(6月4日)、②県等の設置と知県事の任命(6月4日真岡県、6月17日岩鼻県、等)、③旧幕府の学問所と小石川薬園の受け取り(6月11日)、④浜御殿と浅草・本所の蔵所の受け取り(6月19日)、⑤書籍の「私刊」の禁止(草稿の提出制、6月)、⑥3月の武蔵・上野・下野の農民蜂起の際に東山総督府が傍近諸藩に令して鎮撫させたが、今後は岩鼻県設置によって、知県事の指揮・支配を明確にし、非常・変動の時には知県事から各藩に出兵を申し付けることがあることを達し(6月22日)、⑦医学校の設置(旧幕部の医学所を母体、6月26日)、⑧昌平学校の復興(6月29日)、⑨藩主の配置換え等(7月13日)、等がある。以上の中で特に注目されるのは、⑥のように、知県事という地方行政長官に出兵請求権を認めたことである。なお、6月28日に江戸鎮台府の管轄は駿河以東の13ヶ国とされ、江戸市中のみでなく東国全体を対象にした。その後、7月17日に有栖川宮は江戸鎮台の官職を免ぜられ、同日に従前の江戸を含む東国13ヶ国の政務を統轄する「鎮将」が置かれ、同官職に三条実美が任じられた。鎮将の官職によって統轄される行政機関全体は「鎮将府」と称され、鎮将府は同年7月(日闕)に「自今鎮台府之称被廢候事」と「鎮台府」の名称廃止を達した。⁽¹²⁾ なお、以上の鎮将府は同年10月18日に廃止された。

すなわち、明治元年当時に称された「鎮台」には、新政府管轄下の諸藩兵力使用を基盤にした占領下の都市警備・治安維持作用や行政機関名(民政・司法の混合)の意味が含まれている。つまり、特に新政府が東征大総督府の兵力行使によって江戸等を占領・支配し、新たな地方行政活動を展開する時に使用された臨時的・過度的な行政機関の名称・用語とみなすことができる。

以上に対して、1871年に入り、廃藩置県と常備軍の全国的な結集・成立過程のもとに「鎮台」の名称・用語が採用・使用されていくが、その意味・内容が変化した。つまり、「鎮台」の名称・用語自体は復活(あるいは継承)されたが、兵力行使の陣営・城郭施設等の意味を含みつつも、フランス軍制にみられた当該地域に配備された軍団統轄の官衙機関を導入しようとした時に、それらの配備軍団の統轄官衙機関を含めて鎮台を意味するようになった。つまり、日本の兵部省が常備軍の全国的な結集・成立をめざして兵力を各重要都市・地域に配備する時に、フランス軍制における当該地域への軍団配備制度等を研究し、フランスの配備軍団の統轄官衙機関が当該地域の都市・市街地構造及び民政と深く関係しつつ設置され、営まれていることに注目し、明治元年の兵力行使を基盤にした占領下の都市警備・治安維持作用や行政機関名称を混在させた「鎮台」の名称・用語を復活させて使用したものと考えられる。

たとえば、<陸軍省大日記>中『明治四年 鎮台諸件』には「東西両鎮施設草案」が収録されている。これは、上記の1871年7月の兵部省職員令改正と同8月の兵部省官制改正の時期にかけて、兵部省において早くから設置が計画された東北鎮台と鎮西鎮台を基準にして、フランス軍制を参照し、その職員の仕事権限関係を起草したものと推定できるが、その中の「鎮西鎮」の内容は下記の通りである。⁽¹³⁾

第一に、鎮台の司令官である帥(少将)は「上ニ大勳ノ下ニ領シ直ニ兵部卿ニ隸ス」と、天皇の軍隊統帥下において兵部卿に直隸することが起草されたことである(日本の兵部省が独自に起草した)。上述のように兵部卿は軍政と軍令の両事項を管轄することになっているから、帥も両事項の管轄することになるが、「管内三兵諸隊ノ将校ヲ管轄シ地方守備防禦屯集布置動静ノ宜キヲ計リ」とされるように、帥における軍令事項の管轄が重点化され、「管内賦兵壯兵後備兵ノ事務」は管州副官に管轄させることになっている。なお、管州副

官は徴発・軍人軍属犯法・糺問刑罰等の軍政全般の事務を管轄するとされた。第二に、以上の帥の職務権限関係の規定との関係で、鎮台の性格が浮き彫りにされたことである。すなわち、帥は「管内七国鎮守ノ事務ヲ総撰シ」と起草されたように、鎮台は国内・管内の「鎮守」のために設置・編成された兵力行使の機関とされたことである。ただし、「武威ヲ要スル時ハ地方官憲ト相議シテ之ヲ助成シ」とされ、帥は単独（あるいは鎮台側の判断のみ）で兵力行使をできず、地方行政機関との協議のもとに行うとされている。なお、上記のように管州副官の職務として後備兵の事務が規定されているので、鎮台の戦時の兵力編成が構想されつつあったと考えられる。第三に、大貳（参謀局の大尉等が兼任、本営を主管）と小貳（参謀局の中尉等が兼任、帥の副官）の職務として、前者は「機謀密策」の事項を総て参謀局に通知しその指揮を受けることとされ、さらに、帥・大貳・小貳の三長官は有事に際して管内の「機務ヲ管シ兵部卿并参謀局都督ト通議シ」と起草された。つまり、鎮台に対する参謀局の軍令執行の独自性の確保が規定され、参謀局都督は軍令系統維持をめぐって兵部卿と並立的に位置づけられたことである。第四に、地方司令官（本営の大佐・中佐・少佐の兼任が可）は「其掌専ラ本営ニ管スル三兵諸隊ノ動静指揮ヲ司ル」とされているが、軍隊駐屯地における衛戍勤務（軍隊としての警備・治安勤務）を統轄する司令官としての性格をもっている。

以上のように、1871年8月の四鎮台編制における鎮台の名称・用語の意味には、配備された軍団の統括と軍団配備地域（都市・市街地）の警備・治安勤務の機関が含まれるようになった。したがって、鎮台の設置とその編制は、都市の防禦・警備を主体にした兵力編成の思想が強い。たとえば、上記の四鎮台編制後の12月20日に御親兵掛から兵部省秘史局に東京の防禦・警備に関する通牒が発された。⁽¹⁴⁾ これは、「皇城御守衛」の規則は改正準備中にあるので、従前のものにしたがって府内を警守することを通知したものであるが、「備考」として、御親兵側の陣営と屯所や、東京鎮台側の陣営と屯所等の配置計画を示している。それによれば、東京鎮台における陣営（武装部隊や兵力の配備による警備・防禦施設）の適切な設置地として、たとえば、「皇城南」は芝の増上寺一円等（「増上寺ハ皇城近傍ニ於テ南方第一要衝ノ地トス」）が、「皇城北」は上野一円等（「上野ハ東京北方ノ一鎮営ヲ築クヘキ要勝第一ノ地ナリ」）が示され、屯所（兵舎）として当時の呉服橋元膳所邸（1番大隊の兵舎）等が示されている。すなわち、鎮台における兵力の編成・配備・行使が都市の防禦・警備を主体にしていることが示されている。

(3) 鎮台配置と旧城郭の再利用

幕藩体制下においては、天守閣や防禦設備等の建造物を備えた城郭は領国・領地支配の行政機関としての営造物であるとともに、領国・領地の防禦・警備のための兵力の編成・配備・行使の象徴的営造物であった。廃藩によって、前者の行政機関としての営造物の性格は失った。ただし、廃藩直後は、旧城郭における防禦営造物としての性格は依然として注目・重視されていた。

第一に、当時、鎮台及びその分営の配置計画先（司令部・兵営等の所在地）は、主に兵部省管轄になった旧藩の城郭があてられ、あるいは（とりあえず）あてる考えがあった。たとえば、東京鎮台第一分営は新潟（新潟港）に置かれることになったが、兵部省は1871年11月15日に「同所ハ城郭モ無之不都合」として、同分営を新発田（旧新発田城）に移動することを太政官に届けた（同分営の兵営は翌年新潟に新築落成し、陸軍省は11月13日にその受領を東京鎮台に命じた）。⁽¹⁵⁾ 兵部省の同届けは、鎮台とその分営は旧城郭に所在することが好都合であるという考え方を含んでいる。兵部省は1872年2月に陸軍省と海軍省に分けられた。その後、陸軍省は1872年8月24日に全国鎮台配置計画表を作成し、軍務局・参謀局等からの意見を提出させているが、⁽¹⁶⁾ 同計画表においては鎮台とその分営の所在地（合計56ヶ所）の四分之三にあたる42ヶ所に旧城郭があてられている。残りの四分の一にあたる14ヶ所は、東京を除けば、木更津・新潟・水沢・青森・岐阜等の13ヶ所であり、これらは旧城郭がない所在地であった。

第二に、陸軍省は1872年壬申11月に大蔵省と協議し、「全国城郭地所ノ儀ニ付大蔵省ト陸軍省ト取替ス条約

書」をまとめた。⁽¹⁷⁾ それによれば、陸軍省管轄になっている全国の旧城郭と軍事に関渉する地所・建物等は、今後、陸軍に必要なものを除き、その他はすべて（附属するものを含め）大蔵省に引き渡すとされた。その場合、特に、今後、①城郭をはじめとして、屯営地所・練兵場等として有用の時は、陸軍省は当該地所を選定して大蔵省から受け取ること、②「全国防禦線決定ノ日」に至り、砲墩壘壁等の建築地所が必要になった時は、陸軍省が選定し大蔵省から受け取ること、等とされた。以上の陸軍省・大蔵省の条約書は陸軍省から同年11月24日に太政官に上申され、太政官は翌1873年1月14日にほぼ同条約書の通りに陸軍省と大蔵省に対して指令を達した。陸軍省と大蔵省との協議で注目されるのは、「全国防禦線」という文言であり、本文言は注(16)の参謀局の「全国兵務」の文言にも照応し、後に「国防方針」「国防計画」等の用語として成熟した（ただし、日本の「国防」は、松下芳男などの言及によれば、⁽¹⁸⁾ 陸海軍当局者による「軍備」の配置計画を意味するものとして、狭義に理解されてきた）。つまり、同協議時点では軍備配置計画としての「全国防禦線」が未確定であったことである。なお、同指令においては、上記の全国鎮台配置計画表における旧城郭がない木更津・新潟・水沢・青森・岐阜等の13ヶ所は、陸軍省において必要区域を決定し、大蔵省と協議を経て受け取ることとされた。この後、大蔵省は2月23日に陸軍省管轄外の「地方旧城郭」の調査を府県に命じているが、そこには「別紙 第一号 諸国存城調書」が添付されている。この調書には、上記の13ヶ所に○印が付され、「○印ノ分ハ現今城郭ナシト雖モ新規取建相成ヘキ箇所」と記載されている。つまり、この13ヶ所は、他の旧城郭（所在地）の再利用の考え方に沿うように、城郭を新規に築造する構想を含むものである。この結果、鎮台（営所）＝城郭（旧藩兵力の編成・配備・行使施設の再利用）になり、城郭地への配置を主旨とする鎮台が防禦営造物を象徴するようになり、しばらくのあいだ、近代の要塞のように擬せられるようになった。同時に以上の旧城郭の再利用あるいは新規築造の構想をみると、後述する1873年1月10日徴兵令制定の時点において、軍備配置計画が未確定であり、現役徴集兵員を収容する鎮台の兵舎等の施設が未完成・未整備状態にあったことがわかる。

(4) 徴兵制導入の準備と鎮台官員条令等の制定

1871年12月24日に兵部大輔山県有朋と兵部少輔川村純義及び同西郷従道の連名による、国内守備・沿海防禦等に関する建議が提出された。同建議で注目されるのは、予備兵を基本にした兵力編成の構想である。すなわち、普仏戦争におけるプロイセン・ドイツの勝利の理由として予備兵の兵力を例示した上で、「今皇国其制ヲ定メ、男子生レテ二十歳ニ至リ、身体強壯家ニ故障ナク、兵役ニ充テシムヘキ者ハ士卒ヲ論セス之ヲ隊伍ニ編シ、期年ヲ経家ニ帰ラシムヘシ。然ルトキハ全国一夫トシテ兵ナラサル無ク、人民ノ住ム所トシテ守備アラサルナシ」と述べ、⁽¹⁹⁾ 身分区別を越えた兵役制度（「国民皆兵」）と大量の全国的な予備兵供給体制の構築を建議した。山県有朋らの予備兵供給体制構築に関する建議内容は、従前の府藩県主体の徴兵・選兵事務委任管理体制としての徴兵規則（1870年11月13日兵部省及び府藩県への達、ほとんど実施されなかった）とは異なり、国家権力を基盤にして、形式的には個々人に対する直接的・強制的な兵員徴集体制を構想するもので、必然的に国民皆兵としての徴兵制導入の準備に進むものであった。

第一に、徴兵制導入の準備として、兵部省及び陸軍省におけるフランス徴兵制に関する詳細な最新の統計資料の翻訳・調査等がある。たとえば、『千八百六十七年 陸軍徴兵及ヒ仏国人口紀』（小山融機訳、陸軍省野紙、墨書）がある。これは、編著者等は不明であるが、フランスの戸籍局の資料等に基づき作成され、徴兵制の実施にかかわるフランス人口統計資料であり、フランスの人口統計等に関する社会（史）学的研究等からも極めて注目される。平時編制にかかわる徴兵制については、その兵員徴集方法や、兵員の供給・補充体制を支える地方行政機関等の役割の視点から、あらためて別稿を準備する予定であるが、本稿では同書の統計概要と注目点を述べておく。⁽²⁰⁾

近代日本の徴兵制導入におけるフランス徴兵制の知見の形成と影響に関しては、これまで梅溪昇などに

よって兵部省顧問等のジュ・ブスケ等のフランス徴兵制等に関する訳述書等紹介・考察されてきた。⁽²¹⁾ 『千八百六十七年 陸軍徴兵及ヒ仏国人口紀』はこれらの訳述書等とは異なり、フランスの約半世紀にわたる人口と徴兵関連事項との関係を統計化したものである。すなわち、徴兵制の徴集システム（特に1832年3月の徴兵制に関する法律第13条における「除役」～身長の定尺未満者や肢体不完全者で兵役に堪えない者及び父母がいない長子等を兵役免除させ、その欠員を次点抽籤番号の壮丁によって補充する～、同第14条における「免役」～志願の名目によって特定期間にわたって陸軍又は海軍に属する者等は兵役を免除され、その欠員を補充しない）等にかかわって、それらの具体的な数値分布・比率等を示したものである。これらの数値等の厳密・正確性はさらに検討されるべきであるが、当時の兵部省・陸軍省に対して、徴兵制導入にかかわって特に現役兵を徴集する場合の具体的なおよその数値の目標設定や基準に関する知見・視点・傾向や考え方や見通しの形成を可能にさせたことはいうまでもない。

たとえば、第一表や第三表等を見よう。フランスの人口推移は、1821年は3046万1875人、1836年は3354万910人、その後、1849年と1854年に飢饉があったが、1864年は3792万4132人とされている。まず、1838年（現役年限7年）では、満20歳男子は48万8457人（1817年誕生の壮丁、内訳は嫡児が45万6570人、次児が3万1887人）、抽籤名簿登載者数（「抽籤名簿ニ記載セル丁壯ノ員数」、満20歳相当者の徴兵連名表が調製され、壮丁は徴兵連名表の記載順序に抽籤し、当籤者は抽籤名簿に登載される）は28万7321人、現役徴集者数（「貢丁召募ノ員数」）は8万人、徴兵検査出席者数（「貢丁ヲ編制センカ為メ検査ニ出席セル丁壯ノ員数」）は16万4607人、現役徴集からはずれた者（「成丁落籤ノ員数」、次点者）は11万2704人、病弱等による兵役不適格者数（「羸弱ニシテ兵役不堪除役ノ者」）は5万1829人、身長の定尺未満者数（「身幹矮少ニシテ除役ノ者」）は1万3244人、除役者数（「千八百三十二年三月二十一日ノ定則ニ循ヒ各種ノ名理ヲ有シ除役ノ員数」）は2万9310人、免役者数（「同定則十四条ニ照準シ貢丁ヲ除セラレタル丁壯ノ員数」）は5651人、家族扶持のための自家留任休暇者数（「親屬養育ノ為メ自家ニ居住セル丁壯ノ数」）は795人、現役志願者数（「壯兵」）は5244人、現役兵全体数（「軍隊一般ノ現兵」）は46万9470人、とされている。次に、1864年（現役年限7年）では、満20歳男子は50万5520人（1843年誕生の壮丁、内訳は嫡児が47万120人、次児が3万5400人）、抽籤名簿登載者数は32万1561人、現役徴集者数は10万人、徴兵検査出席者数は19万8916人、現役徴集からはずれた者は12万2645人、病弱等による兵役不適格者数は5万4926人、身長の定尺未満者数は1万609人、除役者数は3万3268人、免役者数は1万8098人、家族扶持のための自家留任休暇者数は2042人、現役志願者数は1万2304人、現役兵全体数は41万672人である。満20歳男子に占める現役徴集者数の比率は、1838年は約16.4%であり、1864年は約19.8%であった。当時の日本では、日本の総人口は約3千500万人と想定されていた。したがって、フランスの1864年の人口が日本の総人口に近いものとして、徴兵制にかかわる数値操作の参考になったと考えられる。ただし、以上の統計からは、徴兵適齢者全員を現役徴集する目的で徴兵制を導入・維持する見解は出てこない。

第二は、1872年1月10日の鎮台官員条令の制定である。これは、同年1月4日の兵部大輔山県有朋の御親兵と鎮台の整備を強調した奏議にもとづき、上記の1871年7月の兵部省職員令と同8月の兵部省官制に置かれた鎮台職員の職務を規定したものであるが、注目されるのは、鎮台の長官としての帥の職務内容である。注(3)で述べた「鎮台諸官職務略解」と「東西両鎮施設草案」においては、「賦兵」（徴兵）にかかわる諸件は管州副官の所轄事項になっていた。しかるに、1872年鎮台官員条令は、「鎮台諸官職務略解」を起草文書にしたものであるが、主に帥の職務内容に限っては、「賦兵ノ諸件」を増設し、その結果、帥の職務内容の大半近くを賦兵に関する所轄事項が占めるようになった。たとえば、「賦兵徴募ノコトヲ専ラ取扱フヘキ事 但其賦兵ノ姓名目録ハ年々其地ノ知事或ハ令ヨリ之ヲ受取ルヘキ事」「兵部卿ノ命ヲ受ケテ賦兵鬪取ノ時立合ヲナスヘキ検査議列ノ人員ヲ撰挙スヘキ事」などの徴兵事務管理は、1873年徴兵令における府県からの徴兵連名簿提出や抽籤（立会人選出）の手続きに近似したものを示している。その点では、1872年鎮台官員条令は一

部に徴兵制における事務管理や職務を先行的に規定（構想）しているものとして注目される。

(5) 徴兵制導入を迎える鎮台兵力の編成と配備

1872年1月10日に東京鎮台条令が制定され、上記の鎮台官員条令とともに兵部省から達されるはずであったが、3月13日に陸軍省から東京鎮台条例として達された。また、同日に大阪・鎮西・東北鎮台条例が制定され、陸軍省から達された。東京鎮台条例は特に皇居の守衛に関する御親兵との管轄区域区分関係や東京府内の警衛・警守事項等が含まれているが、以上の3月13日の二つの鎮台条例の基本はほぼ同じである。

まず、東京鎮台条例は、第一に、鎮台の目的として、「五管ノ鎮台ハ日本全国ノ兵権ヲ統括スル所ニシテ各自ニ其管内ノ兵備ヲ堅固ニシ内ハ草賊姦宄ヲ生セサルニ鎮圧シ外寇窺竄ヲ兆ササルニ防禦スルヲ其本務トス」（条例前文）云々とされるように、兵権の全国的統括とその対内外の行使としての軍備強化をはじめて明確にした。第二に、「台ニ帥一人ヲ置キ以テ管下ノ兵隊ヲ総管シ上ミ 天皇大勲ノ下ニ属シ直ニ陸軍卿ニ隷シ兵隊動静ニ至テハ一ニ其令ヲ遵奉スヘキ事」（第1条）とされるように、天皇の軍隊統帥権のもとに陸軍卿の軍令権が位置づけられ、鎮台の長官としての帥は陸軍卿に直隷することになった。つまり、兵権の統轄と行使は陸軍卿のもとに一元化され、陸軍省は軍令・軍政の一元組織になり、鎮台の陸軍省への直属・直結を強調した（特に第2, 4, 14, 18, 20-23, 32-33, 38-42条）。第三に、鎮台の目的が上記のように規定されたが、兵備・兵力の編成の考え方は規定されず、1871年の四鎮台編制にみられた都市や地方の防禦・警備を中心とした兵力の編成・配備・行使にかかわる鎮台の運営・管理を示した。つまり、鎮台編制の軍備は、兵権の対内外の行使を目的にしたが、主に平時を基準にした地方鎮圧の制度として営まれるものであった。

次に、1873年1月9日に、同年1月10日の徴兵令布告に先立ち、全国鎮台配置が改正された（「六管鎮台表」）。これは、徴兵制を基礎とする常備軍の結集・成立を迎え、それらの現役徴集兵員等の教育・訓練（兵役と軍隊教育）の受け皿になる鎮台の具体的な兵力の編成・配備・所在地（兵員数、なお各軍管の石高数を示したが、人口は示さない）等の計画をはじめて規定したものと極めて注目される。「六管鎮台表」は、第一に、全国を第一軍管から第六軍管まで6個の軍管に分け、各々の軍管に6個の鎮台を配置し（鎮台所在地は東京、仙台城、名古屋城、大坂城、広島城、熊本城）、旧鎮西鎮台の第一分営の広島は鎮台に昇格した。さらに、各々の鎮台に統轄される営所（1871年8月20日の四鎮台編制の「分営」に相当、計14ヶ所）と配置予定営所（計41ヶ所）を示した。そして、常備諸兵として、14ヶ所の営所に常備歩兵の各1個連隊を置き（歩兵第1連隊から歩兵第14連隊）、鎮台という兵力編成所在地の基準的兵力編制単位が大隊編制から連隊編制になった。営所の配置（漸次配置予定の41ヶ所も含む）で注目されるのは、1872年8月の全国鎮台配置計画表と比較して管轄地域や営所所在地の変更等もあるが（特に大津、丸亀が新営所所在地になる）、第六軍管の熊本鎮台管轄のもとで「琉球」に営所の漸次配置を予定したことである。明治維新後の沖縄は1872年9月に「琉球藩」が置かれ、新政府の統制・干渉が開始されてきた。しかし、沖縄における軍備配置の予定・構想は日清戦争後の軍備拡張期まで続くが、「非武装」と儒教主義的な「礼」を基本とする外交政策を維持してきた沖縄にとっては、受け入れがたいものであった。なお、北海道の兵備は未確定とされた。第二に、兵力は、常備兵が鎮台6ヶ所、営所14ヶ所で、歩兵14連隊・42大隊、騎兵3大隊、砲兵18小隊、工兵10小隊、輜重兵6隊、海岸砲9隊になり、平時の合計人員は3万1680人とされ、戦時は4万6350人とされた。ただし、誤解してならないのは、以上の平時と戦時の人員は、「六管鎮台表」における常備諸兵の編成完成時点における人員であり、14個の歩兵連隊の編成がすべて完成され、その全編制にみあう人員の供給をただちに必要とした計画ではない。さらに、営所の配置計画地（特に配置予定地）はその後の1884年5月陸軍省達乙第36号諸兵配備表においては変更されている地点が多くあり、暫定的な計画として位置づけられる。なお、常備兵の平時合計人員は徴兵令附録「六管鎮台徴員并式」に規定された常備兵徴集（配賦）の総計3万1680人の計画数値になった。⁽²²⁾ 第三に、以上の「六管鎮台表」の常備兵が計画上及び法律上の定員になった。つまり、

まず鎮台という兵力の編成・配備のあり方・計画や制度（平時の兵力編成，平時編制）が決定され，次にその平時編制の定員を充足する（供給する，補充する）制度としての兵役制度（徴兵制等による兵員採用方法の制度）が成立・決定されるという論理関係になる。

(6) 1873年徴兵令制定と鎮台兵力編成における過度期的兵員併用・供給構造の成立

1872年壬申11月28日に徴兵に関する詔と太政官の告諭が発された。その後，太陽暦の採用によって12月3日が1873年1月1日になり，同1月10日に徴兵令が布告された。1873年徴兵令は，その服役体制を，常備軍3年（現役として3年入営・在営），第一後備軍2年（常備軍服役終了者が服役，戦時に召集），第二後備軍2年（第一後備軍服役終了者が服役，「全国大挙ノ時」に召集），国民軍（17歳から40歳までの男子をすべて兵籍に登録し，「全国大挙ノ時」に隊伍に編入し，管内の守衛に従事させる），の三軍兵役体制から組み立て，「所管鎮台ニ備ヘ以テ地方ノ守衛ニ充ツ」と規定した。当時の軍当局が「拳国皆兵」「国民皆兵」と称する場合，旧身分を超えた兵員供給体制と（究極的には）国民軍の兵籍登録・隊伍編入を基本にした兵力編成の考え方を指している。1873年徴兵令は近代日本軍制史上における常備軍の結集・成立を導く画期的な軍制改革であるが，本稿では鎮台の兵力編成にみあう兵員の供給体制との関係で検討する。

徴兵制によって供給される兵員数は，上記の徴兵令附録「六管鎮台徴員并式」に規定された全国徴兵表によれば，毎歳徴員数1万560人とされ，その3年間の合計数は3万1680人になる。この3万1680人によって鎮台の常備兵力が形式的には確保・維持されることになる。

ただし，第一に，以上の徴兵令における毎歳徴員数は上記の1873年の「六管鎮台表」に計画された常備諸兵の編成完成時点のものであって，未完成時点における実際の現役徴集兵員の供給数が当然1万560人を下回ることは明確である。当時，たとえば，配備計画の14個の歩兵連隊は，第1連隊（東京）が1874年1月に，第2連隊（水戸）・第3連隊（東京）・第6連隊（名古屋）・第8連隊（大阪）・第9連隊（京都）・第10連隊（岡山）が1874年12月に，第4連隊（仙台）・第7連隊（金沢）・11連隊（広島）・12連隊（丸亀）・13連隊（熊本）・14連隊（小倉）が1875年9月に編成され，第5連隊（青森）は1878年12月に編成された。また，東京鎮台の海岸砲兵3隊は1875年末においても設置未着手であった。つまり，徴兵令施行時点では常備諸兵配備は未完成であり，徴兵令施行の2年後においても，全歩兵連隊の半数しか編成が開始されなかった。以上の歩兵連隊は，1871年の四鎮台編制期の各鎮台・分営（営所）における大隊を合併し，あるいは大隊を逐年新增設し，連隊としての兵力編成と陣容を漸次整備・成立させた。また，鎮台という兵力配備地の基準的兵力編制単位が大隊編制から連隊編制になったが，1873年3月制定の陸軍給養表同備考においては，給養・会計関係（俸給，下士官兵卒賄料，消耗品定額，兵器定額等）の起算・配分・決算の数値は大隊（の人員）を単位にして算出されている。これは，連隊の編成が未完成のために，実際の給養実務において，連隊（の人員）を単位にして算出することの見通しが立たず，従前からの大隊単位の給養を基準にして算出したことによる。ちなみに，1873年陸軍給養表同備考における「歩兵給養第一表」の「歩兵一大隊人員表 但八小隊」の諸人員数は，上記の1872年1月の陸軍参謀局規定の「歩兵一大隊人員表 但八小隊」の人員数と同じである。つまり，基準的兵力編制単位が大隊編制から連隊編制に移行する過度期に相当し，そのため，連隊編制に見合う兵営等の確保・整備による現役徴集兵員の入営・収容が可能になった鎮台から徴兵事務が開始された（1873年度は東京鎮台の管轄地域，1874年度は大阪鎮台と名古屋鎮台の管轄地域）。

第二に，当時，四鎮台編制期に各県から召集された元藩兵によって鎮台兵力が編成されていた。1872年末は，四鎮台管轄下の兵卒（壯兵）は8322人である。⁽²³⁾ したがって，1873年徴兵令布告時点においては，上記の「六管鎮台表」や「六管鎮台徴員并式」に規定された平時の常備兵人員数合計3万1680人から，形式的には（即時に免役・解隊されないとすれば）非法律上の壯兵8322人を差し引いた人員2万3358人を徴兵制によって供給すればよいことになる。この結果，常備兵人員数は，壯兵が約26%を占め，徴兵制による現役徴集

人員が約74%を占めることになる。⁽²⁴⁾ すなわち、1873年徴兵令布告時点において、平時の鎮台常備兵力は壯兵と徴兵の併用・供給によって編成されることが意味される。徴兵令施行後、もちろん壯兵は漸次免役・解隊されたが、⁽²⁵⁾ 士族等の反乱鎮圧に向けての兵力強化のために新たに募集されたこともあり、壯兵が最終的に解消されたのは、約10年後の1883年であった。したがって、徴兵令施行後から約10年間の鎮台編制下の兵力編成は、上記の連隊編制の計画未完成やその移行の未完了等も含め、本質的には（暫時的ではあるが）、壯兵・徴兵による過度期的な併用・供給構造を基礎にして維持されたことになる。

（注）

- (1) ただし、1938年国家総動員法については、明治憲法第31条（非常大権）と統帥大権との関係の検討が課題になる。
- (2) 山田盛太郎『日本資本主義分析』98-99頁、岩波文庫、1977年（原著は1934年）。小山弘健『日本軍事工業の史的分析』1972年、御茶の水書房など。小山著で注目されるのは、研究史料として、陸軍省編纂『明治三十七八年戦役 陸軍政史』第1巻、第3巻を使用していることである（111-112頁）。
- (3) 戦前では、参謀本部編纂『明治二十七八年日清戦史』第1巻（61頁、1998年ゆまに書房復刻、原著は1904年）、山県有朋「陸軍史」大隈重信撰『開国五十年史』上巻（280頁、1970年原書房復刻、原著は1907年）等が1893年12月令達の戦時編制に言及し、参謀本部編『明治三十七・八年秘密日露戦史』第一（127頁、1977年巖南堂復刻）等が1899年10月令達の戦時編制に言及している。戦後は大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』（1976年、岩波書店）が上記の参謀本部編纂『明治二十七八年日清戦史』第1巻が言及した1893年戦時編制を考察している。
- (4) 内閣記録局編『法規分類大全』第47巻兵制門(3)、253頁、1977年原書房復刻（原著は1891年）。この場合の派遣の費用は「総て各藩の自給に依らしむ」（宮内省臨時帝室編修局編修『明治天皇紀』第二、451頁、1969年、吉川弘文館）と藩費負担とされた。なお、陸軍省編『陸軍省沿革史』（大山梓編『山県有朋意見書』所収、1967年、原書房、原著は1905年）の「附録第一表 陸軍省及陸軍官衛系譜」（自元年至十年）には、西海道鎮台に関して「（4月～遠藤）三十日 兵部大丞井田讓当鎮台ニ出任前山精一郎博多分營ニ出張」と記述されている。兵部省は1870年2月に諸藩の常備隊規則を規定した。それによれば、歩兵隊は兵員60名をもって1個小隊とし、2個小隊をもって1個中隊とし、5個中隊をもって1個大隊とした。したがって、1個中隊は兵員120名になり、1個大隊は兵員600名になる。
- (5) 上掲内閣記録局編『法規分類大全』第47巻兵制門(3)、256頁。
- (6) 防衛研究所図書館所蔵<陸軍省大日記>中『明治五年中 参謀局三兵本部』所収。
- (7) 松下芳男『明治軍制史論』上、98頁、1956年、有斐閣。
- (8) 注(4)の『陸軍省沿革史』29頁。注(4)の『法規分類大全』第47巻兵制門(3)、252頁。
- (9) 注(4)の『法規分類大全』第47巻兵制門(3)、252頁。
- (10) 前掲『法規分類大全』第19巻官職門(0)、224頁、1978年原書房復刻（原著は1891年）。
- (11) 太政官編纂『復古記』（東京帝国大学蔵版、1929年）第10冊所収「北島秀朝事蹟」参照（173頁）。
- (12) 前掲『法規分類大全』第19巻官職門(0)、228頁。
- (13) 防衛研究所図書館所蔵<陸軍省大日記>中『明治4年 鎮台諸件』所収「東西両鎮施設草案」中の「鎮西鎮」の内容は下記の通りである。

『鎮西鎮

管豊前豊後筑前筑後肥前壱岐対馬

本営豊前小倉

帥 一人

本官少将上ニ大藤ノ下ニ領シ直ニ兵部卿ニ隷ス以テ管内七国鎮守ノ事務ヲ総撰シ管内三兵諸隊ノ将校ヲ管轄シ地方守備防衛屯集布置動静ノ宜キヲ計リ総テ州県ノ静謐ヲ護ル為ニ武威ヲ要スル時ハ地方官憲ト相議シテ之ヲ助成シ又管内賦兵壯兵後備兵ノ事務ハ管州副官ニ命シテ之ヲ総理セシム

大貳 一人

参謀局ノ大尉等ヨリ兼任ス帥ニ輔弼シ総テ区画ニ参与ス且ツ帥ノ本営ヲ主管シ其整理ヲ司ル又機謀密策ニ関スル事項ハ悉ク本局ヘ通知シ其指揮ヲ受ク

少貳 一人

参謀局ノ中尉等ヨリ兼任ス若シ局内現員ナキ時ハ管内ノ将校中尉等ヨリ異幹アル者ヲ拔擢シテ任スルモ可ナリ総テ帥ノ副官トシテ決ヲ承ケ服事ス

以上三長官ハ事アルニ当リ総テ地内ノ機務ヲ管シ兵部卿并参謀局都督ト通議シ且ツ隣近其他ノ鎮台帥貳ト形勢ノ応援ヲナシ総テ謀略露泄セサルヲ要ス

管州副官 一人

本官少佐若シ人員無キ時ハ少貳ヲシテ之ヲ兼シムルモ可ナリ豊前国賦兵ノ事務徴発分配免収又賦兵ヨリ壯兵ニ転スル約束賦兵部伍ノ転更等ヲ弁理シ又州内軍人軍属犯法ノ事糺問刑罰等ヲ管理ス自余ノ事務ハ帥ノ命令ニ依リ若クハ兵部省ヨリノ指導ヲ奉シ地方ノ事情軍隊ノ景況等ヲ報告ス必定期例ナシ又賦兵会議賦兵査問使并ニ軍法判事會議糺問司管獄等ノ項ニ就テハ別ニ条例アリ

地方司令官 一人

本官大佐中佐若クハ少佐ヨリ之ニ任ス若シ人員無キカ或ハ地勢兵ノ衆寡等ニ因テ備ヘ置クコトヲ要セサル時ハ本營ノ大佐中佐若クハ少佐ヲシテ之ヲ兼シムルモ可ナリ其掌專ラ本營ニ管スル三兵諸隊ノ動靜指揮ヲ司ル

(補注) 以上の「東西両鎮施設草案」における職員の配置・官制はフランス軍制を参照して起草された。たとえば、<陸軍省大日記>中『明治4年 鎮台諸件』には兵部省によって作成された「鎮台諸官職務略解」(兵部省紙筆墨筆)が収録されている。これは、兵部省が1872年1月10日に達した鎮台官員条令(後述)の起草案書になったものである。「鎮台諸官職務略解」は、第一に、「鎮台帥」は参謀局中の官員(少将)から任じられ、直ちに兵部卿の支配を受け、軍団中の諸兵士の演習、衣服、兵器、内務、日々の勤務、一般の取締、及び軍律を監督し、兵威の補助を求められる時はこれを許容し、又諸人の所行及び職務において定法の規則・条目を遵奉するか否かを注目し、その誤りがあれば改めさせ、又某事件が軍団中の特別の勤務・所業に関係があればその兵種の属する軍団の監督官に報知すべきであるとされた。鎮台帥は兵部卿の委任によって諸城塞や砲台築造の陣営所・屯所を時々視察し、兵員配備の連堡・土地・家屋等を監督するとされた。また、鎮台帥は、上等士官一名あるいは参謀局の大尉一名を鎮台参謀官の「頭目」(大貳)とし、及び参謀局の大尉あるいは中尉を鎮台参謀官の「補助頭目」(少貳)として、共に「帥副官」として諸職務に勤務させるとした。すなわち、鎮台帥は、後述の「地方司令官」と陣営司令官ならびに上記の「頭目」を「皆其手下に属せしめて」内務・日課庶務・会計庶務・医療ならびに地方及び陣営の庶務等を取り扱わせるとされた。第二に、「管州副官」(中佐あるいは少佐、まれに大尉)は鎮台帥に直隷し、特に賦兵の諸件、兵員名簿(人員の人事・異動)、刑罰を受ける(あるいは刑期終了の)兵員の護送、陣営・厩の算用書や人員・看守兵の算用書の調製、衛兵使用の薪・油・蠟燭の算用証書の検印などを行うとされた。第三に、「地方司令官」は直接に鎮台帥の支配を受けるもので、兵部省からの直接の指令を求めるものでないといわれている。ただし、至急の処置を必要とするときは兵部省の指令を求め、その書翰の写しを鎮台帥に送るとした。また、兵員等で非常の不孝な事件が発生した場合(自殺者の詳細な調査など)には速やかに兵部省に報知するとされた。地方司令官と軍団の頭目や軍事会計官との間に異論が生じ協議が整わない場合には、鎮台帥は当該案件を精査し、ブリガード(旅団)の指揮官あるいは同指揮官と同等の威権ある者に書翰を送り裁断させるとした。通常の陸軍の命令は、地方司令官から砲兵の指揮官や築造隊の指揮官等に報知されるとした。平時における地方司令官の軍兵の陣営等に関する事務管理には、①兵管構外での軍法・軍律の事件を管掌し(兵管構内ではその隊の指揮官が管掌する)、陣営中の事件で逮捕された者を本營に護送すること(また、罰を施す)、②築造隊士官が監督しない城塞や建物軍用地所・建物、官府所有の諸物の監督、許可を得た者以外をその地には入れないことに注意すること、兵士がその地の上記の諸物に損害を与えた場合には逮捕し罰を施すこと(農民・商人が立ち入って上記諸物に損害を与えた場合には一般行政の官員に引き渡す)、③自己が管轄する市街・城塞の安全・静謐の責任遂行のために自ら法令・条目を公布し、同地の衛兵・哨兵をとりきめ、斥候等を出して巡邏させること、④城塞の緊急・非常時における防禦策を設定し、支配下の諸陣営を熟知し、城塞の性質・防禦方法を講究すること、⑤適宜の方法によって農民・商人と兵士との良好的交際を保ち、諸神祭や娯楽日にはその地の主催(支配)者と協議して不都合ないようにすること、⑥謀反者が出た時はなるべく平穏な諸般の方法によって鎮静し、その平穏な方法が尽きた後でなければ決して兵威をもって処置すべきではないこと、⑦管内に発生した不穏な諸挙動・脅迫・騒動・疑わしい形勢・蜂起や騷擾の張り紙等があれば、直ちに兵部卿に報知すること、等があるとされた。第四に、「司令副官」は直ちに地方司令官の支配と命令を受け、その前夜の諸件を地方司令官に報知するとした。司令副官(二人以上の場合には職務分担する)は、①非常の事件があれば精査しその情報内容をすべて地方司令官に報告し、②絶えず、陣営所の特別な諸事件に注目し、怠慢・誤謬の箇所や衛兵・哨兵を不意に検査し、城堡・溝渠・大砲・胸壁等を巡邏・注意し、③地方司令官の命によって書翰送達、新兵、病人・囚虜の輸送、旅行兵士の供給・運輸に係する事務を取り扱い、城(市)の門番人や門扉の開閉管理者を監督する、とされた。

以上によれば、鎮台帥(及び大貳、少貳)は配備された軍団の軍政・軍令にかかわる統括的機関であり、管州副官は軍政機関であり、地方司令官は配備された軍団が屯在する地域(都市・市街地)を、兵力を基盤にして警備し、治安を維持する軍隊の統括的機関とみなすことができる。この場合、軍団配備の地域(都市・市街地)は、都市・市街地内部に堅固な永久的な堡壘・砲台等を築造したもの、都市・市街地全体が城郭・城塞形式によって造られているもの、あるいは堅固な永久的な堡壘・砲台等がなく、城郭・城塞形式によらずに造られているものなどを含めて、軍隊管轄区域と「民」管轄(居住・生活・営業)区域とが混在していることを前提にしている。なお、堅固な永久的な堡壘・砲台等の營造物を持ち、あるいは囲郭のめぐらされた營造物をもった軍隊の配備地(官衙)が歴史的には要塞と称された。

(14)注(4)の『法規分類大全』第47巻兵制門(3)、592-595頁。なお、鎮台編制下の兵力の編成・配備・行使が都市の防禦・警備にあったとしても、武力・兵力の対外的行使を否定するものではない。

(15)(16)注(4)の『法規分類大全』第47巻兵制門(3)、260、262-263頁。ただし、その後、陸軍省は新潟營所設置計画全体を満たす兵管建築に関してはさらに近傍の地所(水原、五泉)を含めて検査した結果、費用等の点から不都合であり、「独り新発田城而已恰好ノ場所」と判断した。そして、陸軍省は、大蔵省管轄の旧新発田城を陸軍省に引き渡すことを大蔵省と協議し、同省の了承を得、1873年5月2日付をもって正院に同引渡しの旨を申進し、5月15日に同城の陸軍省移管が達された(国立公文書館所蔵『公文録』1873年5月陸軍省伺、第7件所収)。その後、新発田に歩兵第16連隊が編成されたのは、約10年後の1884年8月であった。なお、1872年8月の陸軍省の全国鎮台配置計画表作成に対して、参謀局は8月28日に「人員多少ノ儀モ相知不申都テ其大体ノ趣意了解致シ難シ」とか「全国兵務ニモ関係致候」と述べ、全国的な兵力規模や兵力編成の基

本方針等の調査・検討・確定をふまえないと回答できないと回答した。

- (17) 国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第214巻第4類兵制13, 第3件所収。
- (18) 松下芳男『日本国防の悲劇』17-19頁, 1976年, 芙蓉書房。
- (19) 注(5)の『陸軍省沿革史』72頁。
- (20) 前掲く陸軍省大日記>中に『明治四年訳 陸軍徴兵及仏国人口記』として収録。同書の統計概要を示しておく。第一表は1830年から1865年までの「徴兵一般ノ景況」である。これは、「徴兵ノ年紀」「抽籤名簿ニ記載セル丁壮ノ員数」「貢丁召募ノ員数」「貢丁ヲ編制センカ為メ検査ニ出席セル丁壮ノ員数」「成丁落貢丁籤ノ員数」「羸弱ニシテ兵役不堪除役ノ者」「検査ノ丁壮千人毎ニ右除役ノ比例」「身幹矮少ニシテ除役ノ者」「検査ノ丁壮千人毎ニ右除役ノ比例」「身幹適宜ノ員数」「千八百三十二年三月二十一日ノ定則ニ循ヒ各種ノ名理ヲ有シ除役ノ員数」「同定則十四条ニ照準シ貢丁ヲ除セラレタル丁壮ノ員数」「親屬養育ノ為メ自家ニ居住セル丁壮ノ数」「壮兵」「入隊誤期ノ者」「軍隊一般ノ現兵」の統計である。第二表は1817年以降の「召募ニ管セル人口ノ景況」(1863年まで)である。これは、「召募丁壯誕生ノ年紀」「長次男出生ノ員数及ヒ毎歳誕生ノ全員」「誕生年紀ヲ追算シ召募相当ノ年紀」「二十歳満年ニ至リ抽籤名簿ニ列セル丁壮ニシテ長次男区別ノ数及ヒ其惣計」「二十歳満年ニシテ長次男死亡ノ数此誕生ノ員数ニ其比例及ヒ此死亡ノ惣計ニ誕生ノ員数ニ管シ死亡ノ比例」(この統計のみは1838年から1864年まで)の統計である。第三表は1817年から1864年までの「女兒及ヒ一般人口ノ回転」である。これは、「毎歳女兒出生ノ員数長次女」「死シテ生レタル嬰兒ノ数」「男女誕生ノ員数」「全国人民中死亡ノ者」「仏国人口増減及ヒ一般ノ景況」の統計である。第四表は1848年から1864年までの「身幹ノ比例」である。これは、「召募セル丁壮ノ身幹及ヒ平均ノ身幹並ニ身幹高ナル丁壮ヲ貢シタル諸州」の統計である。第五表は1832年3月の徴兵制に関する法律第13条に相当する「羸弱病疾各種ノ状体及ヒ其免役丁壮ノ員数」(1850年から1864年まで)の統計である。第六表は「各年会計ノ各種定則ニ照準シ籤下ニ備ル現兵及ヒ第一月一日ニ転籍ノ予備軍」(1851年から1866年まで)である。これは、「国内ノ現兵」「亜弗利加ノ国軍」「オリアンノ国軍」「伊太利ニ於テ備ルツビション(羅馬)」「更ニ休暇ヲ得タル者」「六ヶ月休暇ヲ得タル者」「ロンバルツ及ヒピエモンニ於テ備ル軍隊并ニ伊太利ノ地」「シーヌノ遠備軍亞細亞ノ地」「シーリノ遠備軍亞細亞土耳其ノ地」「コサンシーヌノ遠備軍東方亜細亞ノ地」「メキシコノ遠備軍北亞米利加ノ地」「予備軍」の統計である。第七表は「巴里府内ニ於テ年齢ニ随ヒ死亡ノ者及ヒ毎歳誕生ノ者」(1820年から1864年まで)の統計である。これは、死亡者の年齢区分が、誕生日から3ヶ月までの死亡者数から、25年から30年までの死亡者数まで、16段階に区分されている。第八表は「貢丁十万人召募中産業ノ区別」(1860年から1864年まで)の統計である。これは、「木工」「鍛冶并消金匠」「革匠」「石匠及ヒ鋳夫」「建築夫」「書家」「縫匠」「舟夫及航海者」「雑業者」「無業ニシテ富メル者」の職業区分になっている。第九表は「一般人口ノ年齢ニ管シ平均」(1841年から1861年まで)の統計である。これは、誕生日から10歳に至る者の人口合計数から、41歳から50歳までの人口合計数まで、10歳毎に5段階に区分され、さらに51歳から100歳までの人口合計数が示されている。第十表は「千八百五拾四年ニ於テ婚姻セシ者年齢ノ次序」である。これは、年齢を20歳前、20歳から40歳までは5歳毎の4段階、40歳以上60歳までは10歳毎の2段階、60歳以上、の合計8段階に区分し、それぞれ、両性の婚姻形態における初婚者・再婚者の組み合わせ(両性初婚者、男性初婚者・女性再婚者、男性再婚者・女性初婚者、両性再婚者)の統計を示したものである。第十一表は「婚姻セシ者ト召募ニ就キタル貢丁ノ比較ノ員数」(1817年から1863年まで)の統計である。第十二表は「千八百五十六年ニ於テ仏国人口年齢ノ区別」の統計である。これは、男女別で、零歳から50歳までは5歳毎の10段階と、50歳以上100歳までの合計11段階に区分されている。その他、「付言」において、平素、兵役(国民兵、編制の期日欠く)名簿に記載されている員数(兵種別、現兵、武器数、軍装者数、軍服者数)、国民兵現兵(20歳から45歳まで、計194万5899人)の内訳(非婚者、既婚者で子どもがいる者・いない者等の区分)が記述されている。ただし、本書の統計においては、クリミア在留者や旅行中の者(計約31万人、20歳から30歳までとされる)の数値は除かれている。また、統計の数値に一部誤字がある。なお、19世紀フランスの徴兵制については、拙稿「19世紀フランスの徴兵制研究ノート」(北海道教育大学紀要第一部B, 第36巻第1号, 1985年9月)参照。
- (21) 梅溪昇『増補版 明治前期政治史の研究』403-448頁, 1978年, 未来社。
- (22) 1873年1月18日の「六管鎮台表」の鎮台常備兵合計人員3万1680人の兵種別内訳(計画)が、同年徴兵令附録の「六管鎮台徴員并式」に規定された徴集総計人員3万1680人の兵種別内訳の計画(「常備歩兵二付各種兵員ノ比較」)及び同年1月の「近衛兵編成並兵額」に規定された「六管鎮台兵額表」(隊数, 每一隊人員<平時, 戦時>, 各兵総員<平時, 戦時>)の平時総員3万1680人の定員数値に一致することはいうまでもない。この場合、上記三つの3万1680人の算出・規定は、第一に、兵種別各隊の平時兵卒定員を基礎にして、前者の「六管鎮台表」における常備兵力編成の計画として、①歩兵14個連隊合計人員2万6880人(歩兵1個連隊の兵卒定員1920人×14個)、②騎兵3個大隊合計人員360人(騎兵1個大隊の兵卒定員120人×3個)、③砲兵18個小隊合計人員2160人(砲兵1個小隊の兵卒定員120人×18個)、④工兵10個小隊合計人員1200人(工兵1個小隊の兵卒定員120人×10個)、⑤輜重兵6隊合計人員360人(輜重兵1隊の兵卒定員60人×6隊)、⑥海岸砲兵9隊合計人員720人(1隊の兵卒定員80人×9隊)、の常備兵合計3万1680人とその兵種別内訳を根拠にした。第二に、同「六管鎮台表」の常備兵合計3万1680人とその兵種別内訳が、そのまま、徴兵令附録の「六管鎮台徴員并式」に規定された徴集総計人員3万1680人の兵種別内訳(「常備歩兵二付各種兵員ノ比較」, すなわち、歩兵2万6880人、騎兵360人、砲兵2160人、工兵1200人、輜重兵360人、海岸砲兵720人)の計画数値及び「六管鎮台兵額表」規定の定員数値になった。この場合、上記の兵種別各隊の平時兵卒定員は、厳密には1873年1月時点での兵種毎の基準的兵力編制単位になる法令上の各隊の編制表から導き出すべきではあるが、不明・未詳であるので、1875年7月18日陸軍省達第17号歩騎砲工輜重兵編制表(1874年11月30日陸軍省布第459号をもって改正されたものを引き換えた)に規定された人員数値に準拠して引用した。なお、筆者は上記の「六管鎮台兵額表」に規定された「每一隊人員」(平時, 戦時)の人員数値が、法令上の兵種別各隊の兵卒定員としてみなすことができると考えている。

㉓ 注(6)の松下芳男著, 184-185頁参照.

㉔ 1873年における第一軍管(1府17県)の常備兵として徴集された人員は2071人(補充兵は711人)であり、「六管鎮台徴員并式」に規定された当初の「一ヶ年徴員 二千三百八十人」より309名少ない(国立公文書館所蔵『公文録』1874年4月大蔵省伺二, 第25件所収). かつ, 徴兵令布告と同時に陸軍省が1月10日に東京鎮台管下1府17県に達した陸軍省第五(『法令全書』)における同鎮台管下の常備1ヶ年配賦相当徴集人員合計2300人より229人少ない. なお, 府県毎の内訳では, 東京府が49人(補充兵は21人)で, 当時の相川県(佐渡)の41人(補充兵は0人)に次いで少なく, 最多は新治県の191人(補充兵は84人)であった.

㉕ 徴兵令布告後, 陸軍省が壮兵諸隊漸次解隊(1875年1月から)の方針を上申したのは, 1874年12月20日付の陸軍卿山県有朋發太政大臣宛の伺い書である. 太政官は, 徴兵令施行後において壮兵を解隊しなかったのは「賦兵召募ノ制未タ完備セサルニ因ル」ものであったが, 今後その施行が長年を経て「手順相立候上ハ解隊」に着手することは至当であると判断し, 陸軍省上申を決定し, 同28日付をもって陸軍省に達した(国立公文書館所蔵『公文録』1874年12月陸軍省伺一, 第23件所収).

(本学教授 函館校)